

【別紙様式】

<p>都留市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	公共交通事業者緊急支援事業		
総事業費 (千円)	26,220千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	5,460千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化している乗合バス事業者について、その事業継続を図り、運行路線の縮小・廃止等による都留市民の生活への悪影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 26,220千円のうち5,460千円 (内訳) 都留市生活バス路線維持費補助金 計10路線(補助率60・70%)をすべて100%補助とする。 ※従来より補助対象経常費用と経常収益(国庫補助金含む。)との差額の内、路線ごとに割合を決め補助金として負担することと決めているがその割合を100%とする。 通常の補助額 20,760千円 事業者支援分上乗せ後の額 26,220千円の差額5,460千円を今回の交付金で補助する。</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 乗合バス事業者(富士急バス株式会社) 1社 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 乗合バス事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化しているが、路線の縮小、廃止また、事業そのもの中止は、都留市民の生活の足がなくなってしまうという形で悪影響を及ぼすため、唯一のバス運行事業の実施主体である富士急バス株式会社を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、地域公共交通確保維持事業の継続が図られることにより、都留市民の移動手段であるバス路線が維持され、その生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>市内における路線バスの運行は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うバス利用者の大幅な減少により、令和1年10月～令和2年9月の利用者が、前年同期比5,895人減少したことによる業績の悪化し、燃料の高騰による費用の増加も併せ、このままでは、地域公共交通事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>富士急バス株式会社を交付対象者として支援金を交付し、市内における公共交通の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		